

入札制度の改正について

平成 31 年 3 月 1 日
総務部 契約管理課

1 優良工事施工者に対する優遇措置について

市発注工事において、優れた工事を施工した事業者（市内に本店を有する者に限ります。）及びその中で優良建設工事表彰を受けた事業者に対し、入札参加時の優遇措置として、建設工事の入札参加資格登録において採用している客観点及び主観点に加え、入札参加時に加点できる特別点等を今回新たに創設し、期間を限定し付与します。

このことにより、該当する事業者の入札参加機会の拡大を図るとともに、公共工事全体の更なる品質向上を図るものです。

内容は次のとおりとし、本年 5 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事の入札案件から適用します。

- (1) 工事成績評定実施要領による評定点が 86 点以上の工事を施工した事業者対象工事の工種（一部の工種を除く。）に竣工年度の翌年度 5 月 1 日から 6 か月間、以下の特別点等を付与します。

・特別点 70 点（客観点と主観点の合計点が 800 点※未満の場合）

・資格点数制限を「無し」とします。（客観点と主観点の合計点が 800 点

※以上の場合）

※水道施設工事の場合 700 点

- (2) 優良建設工事表彰実施要綱により表彰を受けた事業者

表彰年度の 11 月 1 日から 6 か月間、表彰を受けた工事の工種（一部の工種を除く。）に（1）と同様の特別点等を付与します。

複数の工事で該当する場合で工種が別の場合には、それぞれの工種において特別点等を付与します。

なお、付与する特別点は参加を希望する入札に合わせて資格点数に加点するか否かの選択をすることができます。

2 建設工事の入札における価格内訳書について

建設工事の入札において、再度の入札（2 回目）においても価格内訳書の提出を要することとしておりましたが、本年 4 月 1 日以降、再度の入札においては、価格内訳書の提出は不要とします。